

当総務委員会に付託された案件については、2月27日、午後1時50分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第1号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

基金積立金について、財政調整基金ではなく公共施設整備基金に約9億5,000万円を積んだ理由は。とに対し、

財政調整基金の積立額に基準はありませんが、平成26年度当時、県下38市の標準財政規模に対する積立額の割合の平均値16.5パーセントを本市の標準財政規模に当てはめると41億円であったことから、現在の積立額42億円は平均並みであると考えています。一方、平成27年度からは平成31年度以降、公共施設等総合管理計画による更新等が開始するため、当面、各年度末に余剰金が出た場合には、公共施設整備基金を充実させていく方針としています。とのこと。

寄附金について、市内と市外のそれぞれの内訳は。とに対し、

市内在住者からは8件、335万8,971円であり、ふるさと納税の返礼品を受け取る市外在住者からは201件、527万6,500円で、合計209件、863万5,471円です。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第4号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

来年度から雁宿駐車場の管理運営体制が変更となる理由は。とに対し、  
今まで管理委託をしていました社会福祉法人半田身体障害者福祉会から来年度以降の業務継続が困難であるとの申し出がありました。これは会員が減少し職員配置が難しく、また身体障がい者の方の民間企業での雇用需要の高まりも原因と考えています。そのため、他の障がい者支援団体と協議いたしましたが、早朝と夜間の職員配置が困難であるとのことから、今回セキュリティシステムを導入し、管理体制等の見直しを行いました。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第7号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

半田病院への寄附金については、一旦一般会計で受けると認識していたが、直接病院で受けられるのか。また返礼品にかかる経費はどうなっているのか。とに対し、

今まで半田病院への寄附金については、寄附者が税控除を受けるため一旦半田市が受けた後、繰出していましたが、税務署に確認したところ公立病院については直接寄附をしても税法上の控除が受けられるという見解をいただきました。また、平成28年12月から半田病院への寄附をふるさと納税応援メニューに追加しました。返礼品にかかる経費については、半田病院の報償費の中に細節を作り流用して対応いたします。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。